# 仕様書

## 1. 業務の名称

福島県立修明高等学校乾燥施設機器・パイプハウス移設業務委託

## 2. 業務の目的

福島県立修明高等学校の再編整備に伴い、福島県立白河実業高等学校から備品替えする乾燥機器及びパイプハウスの移設を、委託者(以下「甲」という。)の示す期間内において、受託者(以下「乙」という。)が、円滑に実施することを目的とする。

#### 3. 移設機器、設置機器及び数量

- (1) 乾燥機器
- ①移設機器
  - 乾燥機 1基
  - 籾摺機 1基
  - 粒選別機 1基
  - ・米袋用昇降機 1基
- ②設置機器
  - · 乾燥機用集塵機 1基
- (2) パイプハウス
  - ・ 4 間ハウス 1 棟
  - ・3間ハウス 1棟

## 4. 履行場所

移転元:福島県立白河実業高等学校

福島県白河市瀬戸原6-1

移転先:福島県立修明高等学校(乾燥施設機器、パイプハウス1棟)

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居63番地

福島県立修明高等学校 社川農場 (パイプハウス1棟)

福島県東白川郡棚倉町大字上台字行人塚60番地1

## 5. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)までとする

## 6. 業務概要

(1) 移設物品の解体、運搬、設置

- (2) 設置物品の調達、運搬、設置
- (3)業務完了報告書の提出
- (4)確認及び検査立会
- (5) その他

## 6. 仕様

- (1) 乾燥施設機器移設
  - ・乾燥機、籾摺機、粒選別機、米袋用昇降機については、白河実業高校にあるものを移 設し、乾燥機用集塵機については乙が調達して設置すること
  - ・設置場所に、有圧換気扇を設置すること
  - ・移設機器、設置機器の品種は、別紙設計内訳書のとおりである。
  - ・設置場所は、別紙配置図のとおりである。
- (2) パイプハウス移設
- ① 大きさ
- ・3間ハウス

間口 5.3m、奥行 1.805m、軒高(肩高)1.96m、棟高 3.08m

・ 4 間ハウス

間口 7.3m、奥行 1.79m、軒高(肩高)2.38m、棟高 3.60m

- ② 設置場所 別紙配置図のとおり
- ③ フィルムの規格
- ・フィルムは新しく張り替える。
- ・素材はPOフィルム(住化積水フィルム(株)製 花野果蒼天同等以上品)とし、厚みは0.15 mmとする。
- ・ハウス裾部分は厚さ 0.2 mm の裾張り専用フィルム (住化積水フィルム(株)製 ベジタロン同等以上品)を使用すること。

## 7. 安全管理

- (1) 搬送作業にあたっては、関係法令を遵守し、教職員、生徒、来校者、受注者の作業員等の安全確保に努めること。
- (2) 受注者は、みだりに校舎内通路等に移転対象物品等、残置物品、資材等を積載し 通行を妨げないこと。

# 8. 遵守事項

(1) 受注者は、法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施

するものとし、法令を遵守して作業を行うこと。

- (2) 本業務の履行に必要な官公署及び第三者に対する許認可手続きが必要な場合は、受注者がこれらを行うこと。また、各諸手続き費用は受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 学校敷地内での喫煙は行わないこと。
- (5) 作業実施時に特殊機材を使用する場合は、その作業及び機材の概要をあらかじめ発 注者に報告すること。

#### 9. 移設作業実施上の留意事項

(1)搬出・搬入物品等の梱包・運搬

搬出・搬入する物品等は、必要に応じて、それぞれの特性、規格、用途に応じ、最も適した方法で梱包・運搬を行い、作業中の損傷や破損等が無いように十分に配慮すること。また、物品保管場所の状況や保管期間等に応じ、保管環境に適した梱包等を行うこと。

(2) 法令の遵守・安全確保

本業務の遂行にあたっては、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等を遵守し、作業時の安全確保に万全を期すとともに、事故の防止に努めること。

(3) 学校運営への影響の配慮

作業の準備、実施にあたっては、学校行事や授業、試験等の学校行事、学校運営の 影響を最小限に抑えるよう配慮し、甲と十分に協議、調整しながら行うこと。

(4) 事故防止措置

乙は、作業時の物品の横転・破損等の事故発生のないよう細心の注意を払うこと。 また、工事施工に支障がないよう、事前に作業時間帯の調整を十分に行うこと。

(5) 天候への対策

乙は作業中に予想される降雨等の天候変化に対し、対象物品が汚れ又は濡れることが想定される場合は、必要な防止措置を講じること。また作業に影響が及ぶような悪 天候の場合は甲乙協議のうえ、日程の変更等を行うものとする。

(6) 作業実施にあたっての報告

作業中に作業内容や搬出・搬入する物品に不測の事態や事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその内容を報告し、甲の指示を受けて解決を図るとともに、その経過を報告すること。

(7) その他

作業に際し、当初想定しなかった事案が発生した場合には、甲と乙が協議のうえ乙は可能な範囲で誠実に対応すること。

(8)業務完了報告書の提出

受注者は、各回の作業終了後に、「業務完了報告書」(任意様式)を作成し、発注者

に提出すること。業務完了報告書には、次の書類を添付すること。

- ・移設・廃棄作業前、作業後の作業状況を撮影した写真
- ・その他甲が指示する書類

## 10. 確認及び検査立会

(1)検査の依頼

乙は、業務報告書の提出と同時に、発注者に検査を依頼すること。

(2) 不具合への対応及び再検査の依頼

甲の検査の結果、不具合があった場合は、受注者はこれに対し誠意をもって対応及 び改善し、改めて再検査を甲に依頼すること。

(3)業務の終了

甲の検査に合格した時をもって、乙の本業務は終了するものとする。

## 11. その他

本仕様書に記載なき事項で、業務の履行上必要な軽微な作業については、甲の指示に 従い、契約金額の範囲内で実施すること。